

續にて出張せしめることとす
三、希望に添ふ様善慮す
四、在籍坑夫一人一方入坑に當り十錢宛を手當として支給し居りたるを廢止し入坑の有無に不拘一人在籍一ヶ月を通じ金二圓を給し別に入坑率により賞與を給す

報告第六四八號

深坂炭坑従業員勞働爭議

發生 昭和十二年七月十七日
解決 同 七月十七日